

○初心運転者期間制度の実施に関する規程

平成2年8月22日

公安委員会規程第4号

注 令和7年8月から改正経過を注記した。

初心運転者期間制度の実施に関する規程を次のように定める。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 初心運転者講習

第1節 指定講習機関（第3条・第4条）

第2節 講習の実施（第5条—第9条）

第3節 報告等（第10条—第13条）

第3章 再試験

第1節 通知（第14条・第15条）

第2節 再試験実施（第16条—第21条）

第4章 その他（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、平成元年12月道路交通法の一部改正により、初心運転者期間制度が新設されたことに伴い、同法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習及び同法第100条の2第1項に規定する再試験の実施に関し、道路交通法等に定められたもののほか、基本的な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

（準拠等）

第2条 初心運転者講習及び再試験の実施に関する事務処理については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）並びに法に基づく命令に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

第2章 初心運転者講習

第1節 指定講習機関

(指定申請)

第3条 法第108条の4第1項に規定する指定講習機関の指定を受けようとする者は、法第108条の4第2項の規定に基づき、規則第2条に掲げる書類を添付した指定講習機関指定申請書(様式第1号)により、鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請するものとする。

(指定書等)

第4条 指定講習機関の指定等は次の各号により行うものとする。

- (1) 公安委員会は、指定講習機関を指定したときは、指定書(様式第2号)を交付する。
- (2) 公安委員会は、法第108条の11第1項及び第2項の規定に基づき、指定講習機関の指定の取消しをしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号に規定する聴聞を行わなければならない。この場合における聴聞の通知は、聴聞通知書(様式第3号)により通知する。
- (3) 公安委員会は、指定講習機関の指定を取消したときは、指定取消通知書(様式第4号)により通知する。

第2節 講習の実施

(講習の項目等)

第5条 初心運転者講習(以下「講習」という。)のカリキュラムは、別添のとおりとする。

- 2 講習の細部的な指導要領については、鳥取県警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定めるものとする。

(講習の通知)

第6条 講習の通知は、次の各号により行うものとする。

- (1) 受講対象者に対する講習通知は、初心運転者講習通知書により行う。
 - (2) 講習の場所は、受講対象者の利便を考慮して居住地に近い指定講習機関を指定する。
 - (3) 指定講習機関に対する講習の実施通知は、初心運転者講習受講予定者通知書(様式第6号)により、当該指定講習機関を管理する者(以下「管理者」という。)に対して行う。
 - (4) 受講対象者が、他の都道府県に転居している場合は、初心運転者講習移送通知書(様式第7号)により、転居先を管轄する公安委員会へ移送通知する。
- 2 前項第1号の通知を受けた者が、法第100条の2第1項ただし書第3号の規定に該当したときは、初心運転者講習中止通知書(様式第8号)により、その者に対し、当該講習を受ける必要がない旨を通知するものとする。

(講習の受講申出)

第7条 管理者は、講習を受けようとする者に対して、初心運転者講習受講申出書(様式第9号)により、受講の申出をさせるものとする。

(講習通知手数料の納付)

第8条 講習を受けようとする者が納付する講習通知手数料は、初心運転者講習通知手数料納付書(様式第10号)により納付させるものとする。

(講習終了証明書)

第9条 講習終了証明書の交付は、次の各号により行うものとする。

- (1) 管理者に、講習を終了した者に対して、初心運転者講習終了証明書(様式第11号。以下「終了証明書」という。)を交付させるものとする。
- (2) 管理者に、終了証明書を発行するときは、初心運転者講習終了証明書交付台帳(様式第12号。以下「交付台帳」という。)を備え付け、発行の状況を明らかにさせておくものとする。
- (3) 終了証明書を再発行するときは、再交付を受けようとする者に対して、初心運転者講習終了証明書再交付申請書(様式第13号)により、再交付の申請を行わせるものとする。
- (4) 再発行する終了証明書には、(再)の朱印を終了証明書右上部余白部分に押印するとともに、交付台帳にこの旨記載させておくものとする。

第3節 報告等

(講習結果報告)

第10条 管理者は、講習終了後速やかに初心運転者講習結果報告書(様式第14号)により、公安委員会に報告するものとする。

(講習業務規程の認可)

第11条 指定講習機関は、規則第9条第1項に規定する講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書(様式第15号)、同条第2項に規定する講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書(様式第16号)により、公安委員会に申請するものとする。

(名称等の変更の届出)

第12条 指定講習機関は、規則第4条第1項及び第3項に規定する指定講習機関の指定申請書記載事項を変更しようとするときは、公示事項等の変更の届出(様式第17号)に関係書類を添付して公安委員会に届出るものとする。

2 公安委員会は、前項の届出があったときは、その内容が指定の基準に適合するかどうかについて検査を行った後これを承認するものとする。

(講習の休廃止の許可)

第13条 指定講習機関は、規則第14条に規定する指定講習機関の講習の休廃止の許可を受けようとするときは、講習の休廃止の許可申請書(様式第18号)により、公安委員会に申請するものとする。

第3章 再試験

第1節 通知

(再試験の通知)

第14条 公安委員会は、法第100条の2第1項ただし書各号以外の基準該当初心運転者に初心運転者期間が経過した後、再試験通知書を送付するものとする。

2 前項の通知を受けた者が、法第100条の2第1項第3号又は第4号のいずれかの規定に該当したときは、再試験通知取消通知書(様式第19号)により、その者に対し、当該再試験通知を取消す旨を通知するものとする。

(試験移送通知)

第15条 公安委員会は、前条に該当する運転者が公安委員会の管轄区域外に住所を変更している場合は、速やかにその者の住所地の公安委員会に試験移送通知書を送付するものとする。

第2節 再試験実施

(実施場所等)

第16条 再試験の実施場所は、鳥取県自動車運転免許試験場とする。

2 再試験は、交通部運転免許課長(以下「主管課長」という。)が本部長の承認を得て再試験実施責任者(以下「実施責任者」という。)を指名して行うものとする。

(再試験申込書の受理等)

第17条 再試験申込書の受理に当たっては、受験者が誤った試験を受験しないように教示すること。

(再試験受験者名簿の作成)

第18条 実施責任者は、再試験を行う日ごとに再試験受験者名簿(様式第20号)を作成して再試験の結果を明らかにしておかなければならない。

(再試験結果の報告等)

第19条 実施責任者は、合格者を決定した都度速やかに再試験実施結果報告書(様式第21

号)によって主管課長に報告するものとする。

(再試験不合格者に対する措置)

第20条 実施責任者は、再試験不合格者に対して次の措置を行うものとする。

(1) 運転免許証の返納

再試験不合格者に対しては、速やかに不合格の旨を告知するとともに、府令別記様式第19の3の4に定める「運転免許取消処分書」を交付し、運転免許証（以下「免許証」という。）を有する者にあつては免許証の返納をさせ、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者にあつては免許情報記録の抹消を行うこと。

この場合鳥取県道路交通法施行細則別記様式第14号に定める「運転免許証返納届」又は府令別記様式第17の4に定める「免許情報記録抹消届」を提出させるものとする。

(2) 併記免許保有者の取扱い

併記免許を保有している者については、免許年月日については取消しに係る免許以外の免許年月日とし、有効期間については返納に係る免許証又は抹消に係る免許情報記録のそれと同一のものとして、免許証を有する者にあつては新たに免許証を作成してこれを交付し、マイナ免許証を有する者にあつては免許情報記録の書換えを行うこと。この場合、免許証交付手数料及び特定免許情報記録手数料は徴収しないものとする。

なお、再試験不合格者の併記免許に係る免許証の交付又は免許情報記録の書換えについては、即日行うことを原則とする。

(令7公安委員会規程7・一部改正)

(再試験不受験者の取消し処分に係る措置)

第21条 法第104条の2第2項に係る再試験不受験者の運転免許取消し処分について必要な事項は、別に定める。

第4章 その他

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、初心運転者期間制度の実務上の細部事項については、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成4年10月21日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成6年11月30日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成8年9月1日公安委員会規則第4号）

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成13年4月2日公安委員会規程第2号）

この訓令は、平成13年4月2日から施行する。

附 則（平成17年3月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月6日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年6月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年1月22日公安委員会規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年1月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の改正前の規定に基づいて作成した様式は、この規程の改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（令和3年9月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日公安委員会規程第8号）

この規程は、令和5年12月23日から施行する。

附 則（令和7年8月26日公安委員会規程第7号）

この規程は、令和7年8月26日から施行する。

別添

初心運転者講習カリキュラム

(準中型車・普通車・大型自動二輪車・普通自動二輪車) 時 間 7時間

※準中型車・普通車・大型二輪車・普通二輪免許に係る講習項目「危険予測訓練」においては、運転シミュレーターを使用することができる。

講習項目	安全運転意識の向上	場内コースにおける 運 転 演 習	路 上 に お ける 運 転 演 習	危険予測訓練	新たな心構え
講習細目	・ 運転意識の改善の必要性 ・ 運転適性検査	・ 運転技能の補正 ・ 危険の予測、判断の実地訓練	・ 運転行動の観察 ・ 他の交通に対する配慮 ・ 路上運転についての話し合い	・ 危険予測ディスカッション ・ 危険予測、判断能力の向上 ※(準中型・普通・大型二輪・普通二輪免許に係る講習で、運転シミュレーターを使用する場合) ・ 危険を予測した運転 ・ 危険予測ディスカッション	・ 効果測定 ・ 新たな心構えの確立 ・ 総合講評
講習方法	・ 講 義 ・ 検査実施 ・ 面 談	・ 実 技	・ 実 技 ・ ゼ ミ	・ ゼ ミ ・ 講 義 (映画) ※・実 技 ・ゼ ミ	・ 考 査 ・ 講 義
時 間	60 分	60 分	120 分	120 分	60 分

(原付車) 時 間 4時間

講習項目	安全運転意識の向上	所内コースにおける 運 転 演 習	路 上 に お ける 運 転 演 習	危険予測訓練	新たな心構え
講習細目	・ 運転意識の改善の必要性 ・ 運転適性検査	・ 運転技能の補正 ・ 危険の予測、判断の実地訓練	・ 運転行動の観察 ・ 路上運転についての話し合い (原付特別訓練)	・ 危険予測ディスカッション ・ 危険予測、判断能力の向上	・ 効果測定 ・ 新たな心構えの確立 ・ 総合講評
講習方法	・ 講 義 ・ 検査実施	・ 実 技	・ 実 技 ・ ゼ ミ	・ ゼ ミ ・ 講 義 (映画)	・ 考 査 ・ 講 義
時 間	30 分	50 分	40 分	80 分	40 分

様式第 1 号（第 3 条関係）

指定講習機関指定申請書	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 様	
住 所 申請者 氏 名	
指定講習機関の指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	
特定講習の種別	免許に係る初心運転者講習
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添 付 書 類	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 添付書類の欄には添付する書類名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 号（第 4 条関係）

第	号
指 定 書	
名 称	
所在地	
道路交通法第 108 条の 4 第 1 項の規定により指定講習機関として貴 を指定する。	
特定講習の種別	免許に係る初心運転者講習
年 月 日	
鳥取県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3 号（第 4 条関係）
(表)

第 号	
聴 聞 通 知 書	
年 月 日	
様	
印	
あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。	
記	
聴 聞 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根拠となる法令の条項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に關する事務を所掌する組織	名 称 所在地

備考 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。

2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

聴聞に際しての留意事項

- 1 あなたが聴聞の期日に出頭しない場合には、あなたに代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 2 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 3 参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申出書を、聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出してください。
- 4 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなた又はあなたの代理人が聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

聴聞の 主宰者	職名 氏名 連絡先
聴聞の 公開の有無	

様式第4号（第4条関係）

鳥公委発第		号
年 月 日		
指 定 取 消 通 知 書		
名 称		
所在地		
様		
鳥取県公安委員会 印		
下記の理由により、道路交通法第108条の11 第1項 第2項 の規定による指定講習 機関としての指定の取消しをしたので通知します。		
指定番号		
理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。ただ

し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第6条関係）

初 心 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者 様

鳥取県公安委員会 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番 号	氏 名 ・ 生 年 月 日	住 所	性 別	免 許 種 別	免 許 証 番 号 又 は 免 許 情 報 記 録 番 号	講 習 指 定 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第 7 号（第 6 条関係）

初心運転者講習移送通知書	
年 月 日	
公安委員会 様	
鳥取県公安委員会 印	
下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免 許 証 の 番 号	第 号
	年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 号
	年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
講 習 を し ょ う と す る 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とる。

様式第 8 号（第 6 条関係）

初心運転者講習中止通知書

年 月 日

住 所

様

鳥取県公安委員会 

下記の理由により、 年 月 日付け初心運転者講習通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる初心運転者講習の実施を取りやめますので通知します。

理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第9号（第7条関係）

初心運転者講習受講申出書

年 月 日

名 称
管理者 様

住 所
氏 名
生 年 月 日
性 別
免 許 証 番 号
免許情報記録番号

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる初心運転者講習を受講するので、申請します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10号（第8条関係）

初心運転者講習通知手数料納付書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる初心運転者講習の講習通知手数料を納付します。

講 習 場 所	
手 数 料 額 欄	円
手数料納付確認欄	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第11号（第9条関係）

第 号

初心運転者講習終了証明書

住 所
氏 名

年 月 日生

免許の種類

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を
終了したものであることを証明する。

年 月 日

鳥取県公安委員会指定講習機関
名 称
管理者



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第12号（第9条関係）

初心運転者講習終了証明書交付台帳

証明書番号	講習年月日	氏 名	性別	本 籍	免許の種類	免 許 証 番 号	講習指導員名	備考
		生 年 月 日		住 所		免許情報記録番号		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13号（第9条関係）

初心運転者講習終了証明書再交付申請書

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 様

住 所

氏 名

生年月日

免 許 の 種 別		免 許 証 番 号	
		免許情報記録番号	
講 習 年 月 日	年 月 日	証 明 書 番 号	
再交付申請理由			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14号（第10条関係）

初 心 運 転 者 講 習 結 果 報 告 書

発第 号
年 月 日

鳥取県公安委員会 様

指定講習機関名
管 理 者 名

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了したことを報告する。

番 号	実 施 年 月 日	住 所	氏 名 生 年 月 日	性 別	講 習 の 種 別	免 許 証 番 号 免許情報記録番号	講 習 指 導 員 名	効 果 測 定 結 果

備 考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式第15号（第11条関係）

講習業務規定認可申請書	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 様	
住 所 申請者 氏 名	
指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規定の認可を受けたく、当該講習業務規定を添えて申請します。	
講習業務規定の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

様式第16号（第11条関係）

講習業務規定変更認可申請書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規定の変更の認可申請をします。

講習業務規定の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

様式第17号（第12条関係）

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

名 称

代表者

公示事項等の変更の届出

指定講習機関等に関する規則第4 ^{第1項}_{第3項}の規定による公示事項等の変更の届出
をします。

記

- 1 変更する事項（書類の内容）

- 2 変更後の事項（書類の内容）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第18号（第13条関係）

講習の休廃止の許可申請書	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 様	
住所 申請者 氏 名	
指定講習機関に関する規則第 14 条の規定による特定講習の 一部 休止 全部 の 廃止 の許可を申請します。	
上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
同 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
上記申請の理由	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 申請者が法人であるときは、申請者欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

様式第19号（第14条関係）

再 試 験 通 知 取 消 通 知 書	
年 月 日	
住 所	
様	
公安委員会 印	
下記の理由により、 年 月 日付け再試験通知書をもって通知しましたあなたに対する再試験が免除されることとなるため、当該通知を取り消しましたので通知します。	
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第20号（第18条関係）

再試験受験合格者名簿

年 月 日

受 験 番 号	通 知 番 号	再 試 験 番 号	氏 名	生年月日	性 別	免 許 証 番 号 免 許 情 報 記 録 番 号	再 試 験 結 果			合 ・ 否	措 置
							年 月 日	学 科	技 能		

様式第21号（第19条関係）

年 月 日

交通部運転免許課長 殿

自動車運転免許試験場

再試験実施結果報告書

年 月 日実施したみだしの結果は、下記のとおりであるので報告します。

受 験 番 号	通 知 番 号	再 試 験 番 号	氏 名	生年月日	性 別	免 許 証 番 号 免許情報記録番号	免 種	免 許 年 月 日	合・否	措 置

別添

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号 削除

様式第6号（第6条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）

様式第7号（第6条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第7条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）

様式第10号（第8条関係）

様式第11号（第9条関係）

様式第12号（第9条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）

様式第13号（第9条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）

様式第14号（第10条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）

様式第15号（第11条関係）

様式第16号（第11条関係）

様式第17号（第12条関係）

様式第18号（第13条関係）

様式第19号（第14条関係）

様式第20号（第18条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）

様式第21号（第19条関係）

（令7公安委員会規程7・一部改正）